消防計画

（目的）

１．この計画は、消防法第8条第1項に基づき※　　　　　　　　　の防火管理について

必要な事項を定め、火災、地震その他の災害を予防し人命の安全並びに被害の軽減を

図ることを目的とする。

（適用範囲）

２．この計画は、※　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての関係者に適用する。

（管理権原者）

３．管理権原者は※　　　　　　の防火管理業務について、全ての権原及び責任を持つ。

　２．管理権原者は、管理的又は監督的な立場に有り、防火管理業務を適正に遂行できる

　　　権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わなければならない。

　３．管理権原者は、防火上の建物構造、設備の不備及び消防設備等の不備・欠陥を発見

　　　又は報告を受けた場合は、速やかに改修しなければならない。

（防火管理者）

４．防火管理者は、この計画の作成及び実行に関し、一切の権限を有し、次の業務を行う。

　　（１）消防計画作成（変更）

　　（２）自衛消防組織（隊）の編成と任務分担

　　（３）火災予防上の自主検査の実施と維持管理及び改修の促進

　　　　　※建物に設置されている消防設備の維持管理。

（４）防火対象物の法定点検の立会い

（５）消防用設備等の法定点検の立会い

（６）収容人員の適正な管理

（７）従業員等に対する防火上必要な教育の実施

（８）消火、通報及び避難訓練の実施

（９）消防機関との連携

（１０）工事中における立会い、その他の火気使用又は取扱の監督

（１１）管理権原者への報告

（１２）防火防止対策の推進

（１３）大規模な地震に関する諸対策

（１４）その他

（消防機関への報告、連絡等）

５．管理権原者は又防火管理者等は、次の各号に掲げる業務について届出、報告及び連絡

を行う。

（１）防火管理者選任（解任）届出書

（２）消防計画作成（変更）届出書

（３）防火対象物の点検結果報告書

（４）消防用設備等点検結果報告書

（５）消防訓練実施の連絡及び終了報告

（６）工事中の消防計画

（７）その他

（防火管理資料の管理等）

６．防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な

　　書類等を一括して編冊し、保管する。

（火災予防上の点検、検査）

７．防火管理者は、所定の区域ごとに火元責任者を定め日常の火災予防の徹底を図らなけれ

ばならない。

２．前項に定める各担当者の任務及び全従業員が注意すべき事項は別表１のとおりと

する。

（火元責任者等が実施する自主検査）

８．火元責任者等は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

　２．自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に区分して計画的に実施すること。

　（１）日常的に行う検査は、別表２「自主検査チェック表（日常）「火気関係」及び別表

　　　　３「自主検査チェック表」（日常）「閉鎖障害等」に基づき各担当地区の火元責任者

　　　　がチェックすること。

　　ア「火気関係」のチェックは使用後及び毎日終業時に行うこと。

　　イ「閉鎖障害等」のチェックは、1日2回行うこと。

　（２）定期的に行う検査は、別表４「自主検査チェック表（定期）に基づき、各担当者区

域の火元責任者等がチェックすること。

（防火管理者が実施する自主点検等）

９．防火管理者は、火元責任者と一緒に別表１及び別表２に基づき自主検査の実施状況を確

認する。

　２．建物の構造、防火・避難施設の機能等の検査は年2回以上実施すること。

　３．消防用設備等の自主点検は、別表５により、法定点検の合間に、年2回以上実施する。

（消防用設備等の法定点検）

１０．消防用設備等の法定点検は、次に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実

施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設 　備 　名 |  | 点　検　期　間 | 機器点検　　　月　　　月 |
| 点検委託業者 | 業者名TLE | 総合点検　　　月 |

２．防火管理者は、消防用設備等の点検を実施するときは立ち会うこと。

（点検結果の報告）

１１．自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告しなければならい。

　　ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合には速やかに防火管理者に報告しなければ

ならい。

　２．防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者

へ報告する。

　３．防火管理者は、不備、欠陥部分の改修について、管理権原者の指示を受けて改修計画

を策定し、その促進を図る。

　４．点検結果の記録は、防火管理台帳に編冊しておくこと。

　５．点検結果を1年に1回、宮古島市消防本部 消防長に報告すること。

（従業員の守るべき事項）

１２．避難口、階段、避難通路等に、避難障害となる物品を置かないこと。

　２．防火戸の付近には、常に閉鎖障害となる物品を行いこと。

　３．喫煙は、指定された場所で行う。

　４．火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を管理し、整頓し、可燃物に接近して使

用しないこと。

（工事中の防火管理）

１３．防火管理者は、模様替え等の工事を行うときは、工事人に対し次のことを行うよう指

示すること。

　（１）工事計画書を事前に提出すること。

　（２）溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備し、消火できる体制ですること。

　（３）指定した場合以外で、喫煙及び火気の使用は行わないこと。

　（４）工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。

　（５）危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。

　（６）放火を防止する為、資器材等を整理、整頓すること。

　（７）その他の火災予防上必要な事項。

（放火防止対策）

１４．次の各号に留意し、放火防止対策を講じる。

　（１）建物の周囲、階段、トイレ、廊下等の可燃物の整理、整頓又は放置しない。

　（２）物置及び倉庫等の施錠を励行する。

　（３）終業時には、火気及び施錠の確認を行う。

　（４）挙動不審者を見掛けたら、防火管理者に報告する。

　（５）ゴミ類は、ゴミ収集日の朝に、ゴミ集積所に出すこと。

（自衛消防隊の編制）

１５．自衛消防隊の組織を別表６のとおり定める。

（震災対策）

１６．防火管理者は、地震時の災害を防止する為、日頃から備品、物品の転倒、落下防止措

置を講じ、負傷又は避難に支障が生ずることがないようにしておくこと。

　（１）地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使

用設備・器具の使用を停止すること。

　（２）火気使用設備・器具の直近にいる（全従業員）は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

　（３）従業員及び来館者を広域避難場所（　　　　　　）まで避難誘導する場合は、順路、

道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、全員徒歩で避

難する。

　（４）避難する際は、分電盤を遮断すること。

　（５）避難誘導は、協議事項に基づき、各事業所の避難誘導係と協力して行う。

（警戒宣言発令時の対応）

１７．防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を各事業所内に連絡する。

　（２）防火管理者は、今後の営業等の方針を連絡する。

　（３）防火管理者は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措

置等を実施する。

（防災教育）

１８．防火管理者は、従業員、新入社員及びパート社員等に対し計画的に防災教育を実施す

る。

　（２）防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げる者とする。

　　①　消防計画について

　　➁　従業員等が守るべき事項について

　　③　火災発生時及び地震発生時の対応について

　　④　その他火災予防上必要な事項について

（消防訓練）

１９．防火管理者は、次により消防訓練を実施する。

　　　ただし、消火訓練・避難訓練は年２回以上実施する。

　　①　総合訓練　　月　　月（通報・消火・避難・地震の要素を取り入れた総合訓練）

　　➁　部分訓練　　月　　月（通報・消火・避難など）

　　※総合訓練は、年1回以上実施する者とする。

　　③　防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

　　④　訓練の参加者

　　　　ア　自衛消防隊員

　　　　イ　全従業員等（パート、アルバイトを含む）※ローテンションを組み全員が参加

できるようにする。

　　⑤　防火管理者は、訓練を実施しようとするときは、消防訓練実施届出書を消防本部へ

提出する。（2部）

　　２．訓練時の安全対策

　　　　訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図

る為、次の安全管理を実施する。

（１）訓練実施前

　　ア　訓練に使用する施設、資器材及び設備は、必ず事前に点検を実施する。

　　イ　その他事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があ

ると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

　　ウ　訓練時は、ヘルメット、手袋を装着させ十分な安全を確保させる。

３．訓練終了時後

　　　使用資器材収納時には、手袋、ヘルメットを装着させ安全を確保する。

　　　（１）防火管理者は、消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、別表７「消

　　　　　 防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

　　 （２）その他、防火管理者は訓練終了後、訓練内容等について検討会を開催する。

２０．避難経路図の掲出

　　①避難経路図

　　　別紙のとおり

附則

　この計画は令和　　年　　月　　日から施行する。